

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第2委員会室 担当職員 三宅
日 時	平成27年10月19日(月曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 43 分
出席委員	湊 小島 菱田 並河 福井 齊藤 藤本		
出席理事者	[まちづくり推進部] 古林部長、橋本土木担当部長 [都市計画課] 関口課長、山内副課長 [都市整備課] 伊豆田課長、笹原公園整備担当課長 [桂川・道路整備課] 並河課長 [土木管理課] 柴田課長		
出席事務局	三宅主任		
傍聴者	市民 名	報道関係者 名	議員 名

## 会 議 の 概 要

10:00

### 1 開議（委員長あいさつ）

< 湊委員長 >

子ども議会における質問・意見の取り扱いについては、全員協議会で協議した結果、各常任委員会で聴取した上で、さらに踏み込んで検討する項目がないか協議し、再度、全員協議会でとりまとめを行い、12月定例会で市長に報告を行うこととされている。よって本日は、当委員会所管分の意見対応について協議する。

（事務局日程説明）

### 2 案件

#### 子ども議会の意見対応（所管分）について

< 湊委員長 >

当委員会の対応を協議するにあたり、まず所管分の意見・回答について項目ごとに順次確認を行いたい。そして、特に意見の多かった公園・道路関係については、現状、方針等について担当部の説明を求め、状況把握を行いたい。それらを踏まえ、検討項目の協議を行う。

#### （1）子ども議会の意見要旨の確認

（事務局より資料説明）

< 湊委員長 >

資料 2に基づき、項目ごとに内容の確認を行う。当日の答弁要旨を踏まえ、特に意見等があれば求めたい。

（委員長、項目を読み上げ順次確認）

< 湊委員長 >

子どもの意見を議会として受け止めなければならないが、全般的に公園や道路、通学路整備等に関する要望については、実際のところ、各地域の自治会等から、行政や関係機関に対して要望が出されているのかという点もあり、子ども・学校・地域

が連携して、どこまで情報が伝わっているのかも不明である。  
個別の事項については、その自治会や担当部に聞かない限り、状況を的確に把握できないと思うが。

< 菱田委員 >

通学路に関しては、総合的に、安全点検の実施状況として、まとめて確認できないか。

< 湊委員長 >

まちづくり推進部からの説明を求めているが、教育委員会と連携して実施されているものであり、それぞれ同席のもと、どのように連携がなされているのかを質す必要がある。

< 藤本委員 >

歩道やガードレールの設置等、具体的な箇所を特定しないと、抽象的な議論では前に進まない。公園についても開発公園等では基本的にボール遊びは禁止されており、そのような中で、ボール遊びのできる公園を整備して管理することは現実的には困難である。河川敷等で確保できないか。

< 菱田委員 >

河川敷等に行くには校区の問題がある。

< 湊委員長 >

公園整備に関しては課題が多く、実現性を抽象的に議論するよりも、現状や考え方について、直接、担当部の説明を求めたい。

< 事務局 >

子ども議会における意見等の一覧は、今後、全員協議会の協議により市長に送付される予定である。よって、現時点では市長に対して正式に通知されていないため、個別の事項に対しての所見を求めることには留意願いたい。

また、通学路の安全対策に関しては、総務部・教育部・まちづくり推進部と連携して取り組まれている中で、今回はまちづくり推進部所管の立場から、その整備状況等について説明を受けることとしている。

< 湊委員長 >

以上を踏まえ、まちづくり推進部の出席を求める。

10 : 17

[ まちづくり推進部入室 ]

< まちづくり推進部長 >

( あいさつ )

公園整備状況及び道路(通学路)整備状況について、改めて今日まで取り組んできた対応状況を把握し、資料をまとめた。

子ども議会で多くの意見が寄せられた2つの大きなテーマであり、安心して子育てのできる環境づくりに直結する事項でもあるので、財政厳しい中ではあるが、ストックの維持に留まらず、着実な整備推進に努めたいと再認識したところである。

( 報告事項 )

京都・亀岡保津川公園に係る建ぺい率に関して、9月定例会においては、京都府から今後の実施設計段階で面積規模の変更はあり得る旨の説明を受けていたので、条例改正の時期ではないと判断していた。亀岡市都市公園条例第8条で公園管理者以外の公園施設の設置又は管理の許可申請方法を定めており、同条例に従い、京都府から設置申請を受けた段階で、その時点の条例に適合する必要があると答弁したと

ころである。

つまり、京都府から最終的な設置申請の事前確認がとれた段階で、場合によっては条例改正もあり得るという考え方から、その時点の条例と申し上げた次第である。また、スタジアム基本設計の中で、亀岡市都市公園条例上の建ぺい率の取り扱いについては、今後要協議と但し書きが付されており、京都府もこの時点で条例の基準値を超えていることは十分認識されていた。設置申請がなされていない現段階において、条例違反などと報道されたところであるが、我々としてはそのように認識していない。

全国47都道府県の中で、公共スポーツ施設数は京都府31位、人口規模類似府県と比較した場合では最下位と、非常に少ない状況であり、それだけに府民・市民の期待度は高く、京都府の意気込みも十分理解している。そのため、京都府と協議・調整を行いながら、関係法令を遵守し、府民・市民から称賛いただける施設になるよう努めていきたいとも答弁したところである。まもなくデザインビルド方式による実施設計及び工事が一体発注されようとしているところであり、具体的な条例改正案の検討を進めていきたいと考えている。当然、条例違反のないスタジアムの実現をめざしていくので、議案上程の際にはよろしくお願いしたい。

< 湊委員長 >

スタジアム関連についての説明に関しては、この場では聞き置くこととする。

(2) 公園及び道路(通学路)等の整備状況について

公園の整備状況について

[ 都市計画課長・都市整備課公園整備担当課長 別紙 3に基づき説明 ]

10:37

[ 質疑 ]

< 湊委員長 >

場所によって課題もあり難しいが、例えばため池の跡地利用として、地域において防災拠点を踏まえた公園としての整備が望まれている場合、行政からの補助等の支援があれば、地元管理として子どもの遊び場となり得る場所をつくることのできるのではと思うがどうか。

< 都市整備課公園整備担当課長 >

都市公園として整備する場合、法令等に基づく縛りがあり、地元管理として設置される場合等にどのような補助メニューがあるのかは把握していない。

< 藤本委員 >

大堰川緑地や七谷川緑地は一杯で使えない状況があり、今後、京都・亀岡保津川公園が整備されれば、ボール遊び等のできる場所が拡充されるのではと期待するところであるが、それについてはどうか。また、医王谷の埋立地、平和台公園における整備状況はどうなっているか。

< まちづくり推進部長 >

京都・亀岡保津川公園に係り、京都府では、基本設計の中で多目的広場を視野に入れられている。市で行う部分については、共生ゾーンと若干の遊具等を備えた憩いのゾーンの2つを考えている。多目的広場については京都府で対応されるため、その使い方については何とも言えないが、経営審査会の意見により、収益性を考慮して芝生広場を有料化されるように思われる。

また、平和台公園の医王谷部分については、資料付図ではピンク色(未整備)で示した部分であり、未供用区域と位置づけている。当該箇所については、スポーツ振

興の観点から医王谷野球場として有効活用されているが、公園整備としては現在のところ具体化していない。

<福井委員>

大堰川緑地における今後のかわまちづくりの整備に係り、整備の拡充により、水がつく頻度が高くなるが、京都府の底地であってもその管理は市で行うこととなるのか。

<まちづくり推進部長>

河川改修により両岸合わせて約21haの高水敷が生じることから、その有効活用を図るため、京都府に対して使用の申入れを行った経過があり、包括占用として、市が管理者として、必要なエリアを占用し供用する方法をとっている。現在、左岸側7haについて、国の補助を得て、昨年度末から整備を推進している状況であり、そのうち橋の直下流にあたるエリアについて、今年度、グラウンド形態に整備するため、間もなく工事発注する予定で進めている。まだ高水敷掘削の途上であるので期間を要するが、今後も順次、同様の手法で左岸側を整備していく。維持管理上、使用料をいただくことなど、費用の捻出も視野に入れている。

<福井委員>

浸水被害の復旧には市が負担することとなるのか。

<まちづくり推進部長>

補助金を得た投資により、都市公園条例に基づく公園にしていきたいと考えているので、設置者である本市が、道路・河川と同様、公共土木施設災害復旧事業として申請を行い、復旧することとなる。

<湊委員長>

都市公園として行政が管理するということが、同様に河川敷の活用として、地元で管理されているところでは、災害復旧事業に当たらず苦勞されている。そのあたりの位置づけは。

<まちづくり推進部長>

当該整備については、緑の基本計画を策定し、都市公園の計画性を持って、保津川水辺公園として整備するという位置づけをもっている。また管理の形態について、全て行政に任せるという考え方ではなく、保津町では維持管理、利用方法等を検討いただいている。左岸・右岸エリアについて同様のことであり、保津川まちづくり推進協議会の中でもそのあり方について議論されている。

<藤本委員>

子どもたちからは、地域の公園ではボール遊びは禁止されていることを踏まえ、その上で遊ぶ場所をつくってほしいという意見であるが、現状、学校へ許可をとることや行政で整備している緑地や公園施設等を利用するように指導いただくなど、そのようなことでしか対応できないのでは。

<齊藤委員>

根本的に、子ども議会での意見は、大堰川緑地等に関する意見ではなく、地域の中に遊ぶところがないということであり、他へ出かけていけばよいというようなものではない。地域の中でどうすればいいのかということである。それに対しては、例えば地域の公園等でボール遊びができる日を設けるなど、地域住民の中で話し合ってもらいたい問題である。

今後の人口減少に対して、公園面積を増やしていく計画についての所見は。

<まちづくり推進部長>

緑の基本計画に基づき、維持管理を踏まえた整備を推進していく方針である。それは総計の人口10万人をめざした整備を図るものであり、その中から、少しでも子

どもたちが遊べる公園整備に努めていきたい。子どもの視点からは、公園や広場等の区分は関係なく、子どもの遊べる場の確保として考えていかなければならない。

10 : 57

道路（通学路）の整備状況について [ 別紙 4 ]  
[ 土木管理課長 別紙 4 に基づき説明 ]

11 : 05

[ 質疑 ]

< 湊委員長 >

通学路の緊急点検により要望のあった201箇所の危険箇所については、直接、各幼稚園・小学校・中学校から要望されたものであったのか。地元地域と話し合われた中で出てきたものではないということか。

< 土木管理課長 >

そのとおりである。

< 藤本委員 >

学校と地域自治会とが一緒に点検された結果ではなかったか。

< 土木担当部長 >

4月23日の事故を受けて、教育委員会サイドから各学区の中で危険箇所を点検されて提出された箇所が201箇所あったということであり、各自治会からの積み上げによる件数ではない。

< 菱田委員 >

千代川小学校の児童に対して答弁したが、市道川関小林線では国道の抜け道となり、スピードがでて大変危険であり、一方通行化や速度規制等を求めたいという具体的な意見であった。201箇所の緊急点検の実施後、市道中矢田篠線のように交通事情が変化しているところも見受けられることから、再点検の必要があると考えるがいかがか。

< 土木担当部長 >

資料P6 - 18、交通安全対策プログラムを策定しており、毎年継続した取り組みを進めていくこととしている。道路・通学事情は変わってくるので、PTAや学校等から色々な提案をしてもらい、年1回、関係者が寄って現地確認等を行う中で、方針を立てて整備していくこととしており、本プログラムに基づき、今後の通学路対策をさらに推進していく。

また、千代川町の通学路対策に関して、一方通行化に関しては地域住民の理解がないと困難であり、公安委員会からは全世帯の同意が必要と言われている。また、ガードレールの設置については、4メートルの幅員で1メートルの幅をとると、車の離合ができず、4m以上の幅で線を引くよう定める車両制限令の規定を侵すことはできない。道路改良には家の立ち退きや事業費が伴い困難である。歩車分離を最終目標としているが、小手先の対策しかできないのが現状である。

本年8月末には安詳小学校周辺でゾーン30の新たな取り組みも始めており、区域全てを速度規制する、そのような取り組みをさらに広げていきたいと考えている。ハード面だけでは中々厳しい状況である。

< 菱田委員 >

ハード・ソフトの両面から考えていかなければならない。せっかく通学路交通安全推進会議が設置されているので、その中で子ども議会から意見があったことを投げかけて、話し合うようなこともしていただきたい。要望。

< 並河委員 >

路肩のカラー舗装が剥げて薄くなっている箇所も見受けられるがその対応は。

< 土木管理課長 >

経年劣化等で薄くなった場合等には、塗り直す等の補修対応を行う。

< 齊藤委員 >

本市では積極的な取り組みが進んでいる。篠町の事故のように一方通行化はスピード化を招き、むしろ危険であるとの考え方もある。運転者のマナーが第一と考えているが、例えば速度取締機の設置等はできないか。

< 土木担当部長 >

仮にオービス等を設置してもその区間だけであり、作動する速度設定や事業費もかかることから、警察としてはメイン道路にしか設置されていない状況である。やはり警察による現場取り締まりが有効であり、教育委員会を通じて警察の方へ取締りの要望を行っている。

< 藤本委員 >

市道湯ノ花温泉線の歩道設置に関しては、団地周辺部に歩道がないので、今後しっかり取り組んでほしい。要望。

自転車の歩道への割り込みによる事故が生じることから、国道等に自転車道を設ける方向性はあるのか。

< 土木担当部長 >

片側1車線の現状の幅員では、自転車通行帯を設けることができず、都市計画決定されている内容についても中々進んでいない状況である。大きな交差点等では徐々に整備を進めていただいているが、全線にわたっては大変厳しい状況である。歩道の場合には自転車は車道を走らなくてはならないように道路交通法改正で明確化されており、逆走しても違反となることから、自転車は車道側を通行することが大前提である。

< 藤本委員 >

歩道と車道との段差に自転車が接触して転倒するケースも考えられることから、その安全対策についても考えてほしい。

[ まちづくり推進部退室 ]

11 : 23

小中学校グラウンドの使用状況について

[ 資料確認 ( 別紙 5 ) ]

( 3 ) 意見の取り扱いについて

< 湊委員長 >

以上を踏まえ、それぞれの課題の解決を図ることを目的として、当委員会からあえて提言すべき事項等があれば意見を求めたい。

< 齊藤委員 >

通学路の安全対策等は、地域の課題として地域で十分に話し合うことが第一である。

< 菱田委員 >

現在進めている交通安全対策プログラムに、子どもの声を聴く場をつくってもらうことは大切である。そのような取り組みをぜひ進めてほしいことを要望していただきたい。

< 福井委員 >

学校グラウンドの使用に関して、使用可能としている学校もある。児童が校区を越えて遊びに行くことができない中、学校側と相談して児童の遊び場を確保してもらえないかと考える。

< 湊委員長 >

怪我があって野球等を禁止した学校もあることから、キャッチボールは可能であるが、バット使用等は禁止するなど、そのようなことも考えられる。委員会の意見として提出する内容でもないと思うが。

< 藤本委員 >

市としては遊び場の確保に取り組んでいるので、子どもに対しては、学校のグラウンドの使用も含めて、キャッチボール禁止のところでは遊ばないよう徹底してもらいたい。教育委員会の管轄であるが。

< 湊委員長 >

地域により一概に言えるものではないが、公園の整備に関しては、子どもの遊び場として、学校グラウンドの利用に際して柔軟な対応を求めること。道路整備に関しては、地域と学校と保護者を含め、連携した取り組みを求めることとして意見をまとめたい。これを提言事項として全員協議会上げることによいか。(了)

### 3 その他

< 湊委員長 >

次回の月例開催について意見は。

< 福井委員 >

前期における商工会議所との意見交換の経過から、今年4月に南丹高校のテクニカル工業系列が新設されたので、その状況把握として現地視察を提案したい。

< 湊委員長 >

次回、南丹高校テクニカル工業系列の視察を行うことでどうか。(了)

現地視察の日程調整、子ども議会に係る提言に関しては正副委員長に一任願いたい。(了)

散会 ~ 11 : 43